

2015年3月25日
全国港湾14発第90号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)



実力行使(公文第86号指示)の延期に関する指示

3月25日(水)に開催した第4回中央港湾団交は、日港協側が回答の検討に要するための休憩を挟むなど、断続的な交渉となった(経過の詳細はFAX69号参照)。しかしながら、日港協側は、具体的な前進した回答を用意できないまま時間が経過し、組合側に対し、前進ある回答を準備するために時間的な猶予を求めると同時に、3月29日(日)の24ストの延期を要請してきた。組合側交渉団は、次回団交で解決できる回答を用意することなどを強く求め、3月29日のストライキの延期を決断した。

については、各単組・地区港湾は、公文86号で指示した行動を一旦延期し、下記のストライキ行動を実施するよう指示する。

なお、ストライキの延期に関し、本指示3項を参考に、職場・地域の混乱を避け、理解を共通のものとするための内部周知を取り組まれない。

記

1. ストライキ行動について

- (1) 実施日時 2015年4月5日(日)始業時～4月6日(月)始業時迄
- (2) 行動対象 全港・全職種
- (3) 行動内容 就労拒否並びに荷役阻止、及び抜港船などスト破り行為への抗議行動

2. 行動指示

- (1) 各単組・地区港湾は、上記1の行動を実施すること。
- (2) 各単組は、各地区港湾の行動の成功に向けた必要な縦指示を取り組むこと。
- (3) 各地区港湾は、パトロール行動等で抜港船などスト破り行為を摘発した場合、直ちに抗議行動を取り組むこと。また、抜港船の情報は、関係地区にも連絡のこと。
- (4) 各地区港湾は、ストライキ行動の徹底状況、スト破り、抜港船などの関係情報を、全国港湾書記局に連絡のこと。

3. ストライキの延期を決断した背景

- (1) 周知の通り、組合側は今次春闘の要求提出にあたり、組合側の要求に応えるべく、早々に原資確保のための業側としての取り組みを積極的に取り組むよう求めていた。
- (2) とくに、3月18日の大手組合の妥結結果も公表され、既に社会的な相場観や、春闘交渉の解決に向けた流れが加速する中で、港湾春闘において産別制度賃金や年金制度の改定など、切実な諸要求に対する回答がないことに強い不満と怒りを結集し、3月20日の第3回団交において、3月29日の24ストを通告した。

- (3) スト通告に対し、日港協は3月25日に第4回団交を開催し回答したい旨の申し入れを行い、本日の団交となった。組合側は、ストライキを背景に、具体的な回答を求めた。
- (4) 第4回団交において、日港協はほぼこれまでの回答を踏襲する回答を示し、組合側は、ストライキを背景に、強い反論と具体的な回答の提示を求めた。日港協は、あらためて再検討のための休憩を求めた。休憩後の団交においては、日港協は要旨次の点を主張しつつ、ストライキの延期を求めてきた。
- ① 組合側の主張点、特に、年金制度の拡充の要求について、その趣旨と背景は理解しているが、現時点では、全体のとりまとめができない状態である。
 - ② しかし、拡充にあたっては、法的な問題の整理(訴訟の起こる可能性)、運営する安定協会の理解、各事業者に想定される負担増の考慮など様々な課題があり、そのために、専門委員会を設置して検討したい旨を回答した。
 - ③ 組合側からは、まず拡充すること(年金裁定後15年間の支給)を明確にしたうえで、想定される諸問題は専門委員会で行われるが、それにしても時間がない。
 - ④ 年度末のストライキの影響は大きなものがあり、何とかこれを延期していただき、その間に組合側の要求に応えるべく内部検討し、回答を準備したい。そのために、次回団交を4月2日(木)として受け入れてもらえないか。
- (5) 組合側は、日港協の申し入れに対し、休憩をとって検討した。
- ① 検討の中では、要旨次のような議論があった。
 - イ、スト回避をしたいなら明日(26日)の団交を申し入れるぐらいの切実さと誠実さがあってしかるべきだ。
 - ロ、効果的なストという点では、すでに日港協にその効果を有らしめているわけだから、この体制で追い込むことも可能ではないか。
 - ハ、年金制度の拡充に関して、雇用延長のために年金支給額が削られている、逆に、そのことで浮いた原資はどこへ行ったのか。事業者は、15年間の支給を前提として準備しているはずだから、原資負担増にはならない。
 - ニ、いまだに産別制度賃上げの回答がないこと、年金制度の拡充に具体的に回答する見通しがあるなら、それをまとめる時間を確保する意味で延期もやむを得ないのではないか。
 - ② 以上の、議論を踏まえ、交渉団は次のように取りまとめた。
 - イ、年金制度問題について、安定協会はじめ関係者への説得と共に、事業者内部の了解を得るための時間的な猶予が必要であることは客観的には事実であろう。
 - ロ、再開される交渉において、産別制度賃金、年金制度の拡充の主要な課題について明確な回答を準備することを強く申し入れる。その見通しの中で、延期を判断する。
 - ハ、しかし、この判断の重さを日港協に徹底し、この信義をたがえたなら、断固としてストライキを打ち抜く決意を固め合うこと。
 - ニ、以上を以って、ストライキの延期を決断するが、地域・職場において、この決断を理解してもらうことが肝要で、交渉団と職場の認識を一致させて、より一層の団結を以って次回団交に臨むこととする。
- (6) 以上の判断を確認し、再開した団交において次の通り主張・要求を行い、日港協もこれを受け止めるとした。
- ① ストライキの延期を判断したが、この重さを理解し、次回団交で組合側の主張に沿った具体的回答を行うこと。
 - ② 次回団交で、見るべき前進がない場合は、今以上の抗議行動を準備する用意がある。

以上